

**小規模多機能 ファンライフ江東  
重要事項説明書**

小規模多機能 ファンライフ江東（以下、「事業所」という）が提供する小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（以下、「介護サービス」という）の内容に関する重要な事項を次のとおり説明します。

**1. 事業者の概要**

事業者名	SOUシニアケア株式会社		
所在地	東京都中央区日本橋三丁目12番2号 朝日ビルディング4階		
電話番号	03-6875-9700	FAX番号	03-3271-5080
代表者	代表取締役 坂井 時正		

**2. 事業所の概要**

**(1) 提供できるサービスの種類と地域**

事業所名	小規模多機能 ファンライフ江東		
所在地	東京都江東区海辺14番地5号		
電話番号	03-5634-3440	FAX番号	03-5634-3443
サービス種類	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護		
介護保険指定番号	(1390800413) 号		
登録（利用）定員	登録定員：25名 1日の定員：通いサービス15名 宿泊サービス5名		
利用要件	要支援1から要介護5までの方		
居室等の区分	<p>【宿泊室の種類】和室（2室） 洋室（3室） 計5室</p> <p>【静養室】 1室</p> <p>【食堂兼リビング】 1室</p> <p>【台所】 1箇所</p> <p>【浴室】 1箇所</p> <p>【トイレ】 一般用（2箇所） 車椅子用（1箇所） 計3箇所</p> <p>【洗面所】 3箇所</p>		
管理者名	河野 墓		
協力医療機関	<p>【協力医療機関】</p> <p>① 医療法人社団高裕会 深川立川病院</p> <p>② 医療法人社団名聞会 葛飾南クリニック</p> <p>協力内容：定期的な訪問診療、急変時等の対応</p> <p>【協力歯科医療機関】医療法人社団慈淳会 千葉歯科クリニック</p> <p>協力内容：定期的な訪問歯科診療、急変時等の対応</p>		
提携施設	<p>【協力施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人 あそか会 特別養護老人ホーム あそか園</li> <li>・医療社団法人 愛育会 清らかの里</li> </ul> <p>協力内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護業務における情報の連絡・交換</li> <li>・介護サービスの提供困難時における処遇の相談</li> <li>・災害時等緊急時における連絡支援</li> </ul>		
通常の事業の実施地域	東京都江東区		

(2) 事業所の職員体制

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	合計
管理者	0人	1人	0人	0人	1人
計画作成担当者	人	人	人	人	人
看護職員	人	人	人	人	人
介護職員	人	人	人	人	人

(3) 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
管理者	日勤の勤務時間帯 9:00～18:00	
計画作成担当者	日勤の勤務時間帯 9:00～18:00	
介護職員	早出 — 日勤 9:00～18:00 遅出 — 夜勤 18:00～9:00	原則4週8休
看護職員	日勤の勤務時間帯 9:00～18:00	

(4) サービスの提供時間帯

営業日	年中無休
通いサービス	10:00～17:00
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	18:00～9:00

(5) 提供するサービスの第三者評価の実施状況等

第三者評価の実施状況	あり なし	*ありの場合	
		実施年月日	令和2年2月17日（コロナにより資料配布のみ）
		評価機関名称	運営推進会議委員
		結果の開示	江東区へ令和2年5月28日提出
		開示の方法	福ナビHP 事業所玄関に掲示

3. 運営方針

- ①当事業所は、介護保険法その他の関係諸法令及び契約書に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供していきます。
- ②当事業所は、サービス提供にあたって、利用者の要介護度及び、利用者の介護保険被保険者証に記載された認定審査会の意見に従ってサービスを提供していきます。
- ③当事業者は、サービスの提供にあたって、利用者または他の利用者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限をしません。  
緊急やむを得ない場合とは次のようなことを意味します。
  - ・利用者又は、他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
  - ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
  - ・身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

④当事業者は、健全な事業運営を実施しています。事業計画・財務内容に関する資料を求めるに応じて閲覧・謄写します。但し、謄写に係る実費の負担を依頼人に請求できるものとします。

#### 4. 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの概要

##### (1) サービス利用者

要支援1から要介護5までの方で、東京都江東区に住所を有する方

##### (2) サービスの種類

###### ①(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の立案

利用者的心身の状況、希望、生活環境などを踏まえて、援助の目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画(以下、「介護計画」という)を作成します。また、必要に応じて介護計画の変更を行います。

###### ②相談・援助等

利用者的心身の状況等を的確に把握し、ご利用者・ご家族の相談に適切に応じ、支援を行います。

###### ③通いサービス及び宿泊サービス

・食事　・入浴　・排せつ　・機能訓練　・健康チェック　・送迎

###### ④訪問サービス

・身体の介護　・生活介助　・その他安否確認等

#### 5. 利用料金

##### (1) 介護保険給付対象サービス

サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証記載の割合に応じた額のとおりとします。

###### ①基本料金

利用料金は、通い、訪問、宿泊の全てを含んだ1ヶ月毎の包括費用(定額)です。

利用者の体調不良や身体状況の変化により介護計画に定められた期間よりも利用が少なかった場合、もしくは利用が多かった場合でも日割りでの割引及び増額はいたしません。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護費

基本単位数×地域区分単価11,10円

介護度	単位数	サービス利用料金	利用者負担分の目安	利用者負担分の目安	利用者負担分の目安
			(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
要支援1	3,450	38,295 円	3,830 円	7,659 円	11,489 円
要支援2	6,972	77,389 円	7,739 円	15,478 円	23,217 円
要介護1	10,458	116,083 円	11,609 円	23,217 円	34,825 円
要介護2	15,370	170,607 円	17,061 円	34,122 円	51,183 円
要介護3	22,359	248,184 円	24,819 円	49,637 円	74,456 円
要介護4	24,677	273,914 円	27,392 円	54,783 円	82,175 円
要介護5	27,209	302,019 円	30,202 円	60,404 円	90,606 円

②加算体制		(*は要介護のみの算定)				基本単位数×地域区分単価11.10円
加算(減算)項目	単位	金額	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算(利用開始後30日間)	30	333 円/日	34 円/日	67 円/日	100 円/日	
認知症専門ケア加算(I)		円/日	円/日	円/日	円/日	
認知症専門ケア加算(II)		円/日	円/日	円/日	円/日	
*看護職員配置加算(I)		円/日	円/日	円/日	円/日	
*看護職員配置加算(II)		円/日	円/日	円/日	円/日	
*看護職員配置加算(III)		円/日	円/日	円/日	円/日	
若年性認知症受入加算(要介護)		円/日	円/日	円/日	円/日	
若年性認知症受入加算(要支援)		円/日	円/日	円/日	円/日	
サービス提供体制強化加算I		円/日	円/日	円/日	円/日	
サービス提供体制強化加算II		円/日	円/日	円/日	円/日	
サービス提供体制強化加算III		円/日	円/日	円/日	円/日	
*看取り連携体制加算		円/日	円/日	円/日	円/日	
*訪問体制強化加算		円/月	円/月	円/月	円/月	
総合マネジメント加算		円/日	円/日	円/日	円/日	
生活機能向上連携加算I		円/日	円/日	円/日	円/日	
生活機能向上連携加算II		円/日	円/日	円/日	円/日	
栄養スクリーニング加算		円/日	円/日	円/日	円/日	
科学的介護推進体制加算	40	444 円/日	45 円/日	89 円/日	134 円/日	
介護職員等処遇改善加算(II)	1ヶ月あたりの所定単位数×14.6%					

\*LIFEへの登録：あり

### (1) 介護保険給付対象外サービス

#### \*介護給付外の料金

項目	内容及び金額
食費	朝食400円/回、昼食600円/回、おやつ100円/回、夕食600円/回（非課税）
宿泊に要する費用	1泊3,900円

#### \*その他費用

理美容代、おむつ、歯ブラシ・化粧品・タオル等の日用品、嗜好品、病院受診、個人的な趣味活動など費用は別途実費分をご請求いたします。

### 6. 料金のお支払方法

利用料金については、1ヶ月の利用料を明記した請求書をサービス提供月の翌月15日までに送付し、同月26日にお支払いただきます。

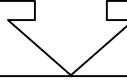
お支払方法については、原則として事前にお申込みをされた口座からの自動引き落としとさせていただきますが、やむを得ない事情でその他の支払方法を希望される場合は当事業所までご相談ください。

また、ご利用後の請求書の金額及び明細にご不明の点がありましたら、当事業所までご連絡ください。

## 7. 介護サービスの利用方法

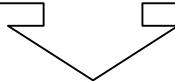
### 1. サービスの申し込み

- ①まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。
- ②この重要事項説明書により利用者の同意を得た後、契約の締結をします。



### 2. 介護計画の作成

- 事業者は介護計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- \*介護計画の作成にあたっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し同意を得ることとします。
  - \*介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付します。
  - \*利用者の心身の状況等の変化により介護計画を変更する必要がある場合、または利用者が介護計画の変更を希望する場合は、速やかに計画の見直しを行います。



### 3. 介護サービスの提供

## 8. サービス提供の記録

- ①事業者は、介護サービスを提供した際には、介護サービス提供記録等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、必要に応じて利用者の確認を受けるものとします。
- ②事業者は、作成した介護サービス提供記録等の書面を、この契約の終了後5年間保管します。
- ③事業者は利用者の求めに応じて前項の書面を閲覧させ、又は謄写します。謄写に際して、事業者は利用者に実費負担を請求することができるものとします。

## 9. 守秘義務

事業者及び職員は、業務上で知り得た利用者又はその家族等に関する情報を利用者に医療上、緊急の必要性がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。また予め文書により利用者等の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 10. 損害賠償

事業者は、契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。(介護予防)小規模多機能型居宅介護契約書第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

## 11. 事故発生時の取り扱い

- ①事業者はサービス提供中に事故が発生した場合には速やかに江東区、東京都、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

<留意点>

\*対象となる事故は、事業者がサービス提供中の事故とします。

\*事故の範囲は、事業者側の過失の有無を問わず、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・骨折、縫合が必要な外傷又はそれ以上の重篤な事故又は死亡事故
- ・事業者と利用者又はその家族間で、問題が生じる可能性がある事故
- ・上記以外に、連絡が必要と認められる事故

②事業者は事故処理の進捗状況に応じて、以下の報告を行うものとします。

- \* 事故発生直後の場合は、事故発生状況
- \* 事故処理が長期化する場合は、随時、途中経過
- \* 問題が解決し、事態が終結した場合は、その顛末および結果

#### 1.2. 協議事項

本重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令に定めるところにより、利用者と事業者が互いに誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

#### 1.3. 契約の終了

##### ①利用者のご都合で契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の14日前までに文書で意思表示をしてください。

##### ②当事業所の都合で契約を終了する場合

やむを得ない事情により、契約を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

##### ③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護度が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・事業者がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

##### ④その他

- ・事業者もしくは職員が正当な理由なくサービスを実施しない場合、守秘義務に違反した場合、故意又は過失により利用者の心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為が認められる場合などは、文書で通知することにより、契約を解除することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所の職員もしくは他の利用者に対して生命・心身等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

#### 1.4. 緊急時の対応方法

事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し必要な処置を行うものとする。

また、速やかに家族または緊急連絡先へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

#### 1.5. 苦情・相談対応

- ①提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、江東区、東京都又は国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- ②事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情や相談に対して、受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。
- ③事業者は、利用者等が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

<相談及び苦情窓口>

事業所名	小規模多機能 ファンライフ江東
窓口担当者	河野 墾
ご利用時間	9：00～18：00
電話	03-5634-3440

江東区 福祉部 介護保険課 在宅支援係 介護サービス利用相談	担当窓口	介護サービス利用相談窓口
	電話	03-3647-4319
	対応時間	平日9：00～17：00
東京都国民健康保険団体連合会	担当窓口	苦情相談窓口
	電話	03-6238-0177

令和 年 月 日

介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明をいたしました。

<事業者> 住所 東京都中央区日本橋三丁目12番2号  
朝日ビルディング4階  
事業者名 SOUシニアケア株式会社  
(事業所名) 小規模多機能 ファンライフ江東  
(住所) 東京都江東区海辺14番地5号

説明者氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護サービスの内容についての重要な事項の説明を受け、それに同意し交付を受けました。

<利用者> 住所

氏名 印

\*利用者代理人を選任した場合

<代理人> 住所

氏名 印

利用者との続柄